

岩手県教育委員会服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会服務規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(着任)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 職員は、着任した後直ちに着任届（様式第15号）を所属長に提出しなければならない。</p> <p>(事務引継ぎ)</p> <p>第19条 職員は、退職、出向、配置換え又は休職等のため担当事務を離れる場合においては、事務引継書（様式第16号）により後任者又は所属長の指定する者にその担当していた事務を引き継ぎ、その結果を所属長に報告しなければならない。ただし、役付職員以外の者で所属長の承認を得たときは、口頭により引き継ぐことができる。</p> <p>(当直命令)</p> <p>第24条 当直命令は、教育長が別に定める者以外の職員に対し、当直勤務日前15日までに、当直命令通知書（様式第17号）により、所属長が行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(当直日誌)</p> <p>第33条 当直員は、当直勤務中の状況その他所定の事項を当直日誌（様式第18号）に記載し、署名押印の上、当該勤務終了後当直管理者の検閲を受けなければならない。</p> <p>様式第15号（第17条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 60%;">着任届</td> <td style="text-align: center; width: 10%; border: 1px solid black;">所認 属長 印</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">岩手県教育委員会 教育長</td> <td style="border: 1px solid black;">所 属</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">様</td> <td style="border: 1px solid black;">職・氏名</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">採用（転入、配置 換え）年月日</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">採用（転入、配置 換え）辞令書受領 年月日</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">着任年月日</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	着任届	所認 属長 印		岩手県教育委員会 教育長	所 属		様	職・氏名	印	採用（転入、配置 換え）年月日	年 月 日		採用（転入、配置 換え）辞令書受領 年月日	年 月 日		着任年月日	年 月 日		<p>(着任)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(事務引継ぎ)</p> <p>第19条 職員は、退職、出向、配置換え又は休職等のため担当事務を離れる場合においては、事務引継書（様式第15号）により後任者又は所属長の指定する者にその担当していた事務を引き継ぎ、その結果を所属長に報告しなければならない。ただし、役付職員以外の者で所属長の承認を得たときは、口頭により引き継ぐことができる。</p> <p>(当直命令)</p> <p>第24条 当直命令は、教育長が別に定める者以外の職員に対し、当直勤務日前15日までに、当直命令通知書（様式第16号）により、所属長が行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(当直日誌)</p> <p>第33条 当直員は、当直勤務中の状況その他所定の事項を当直日誌（様式第17号）に記載し、署名押印の上、当該勤務終了後当直管理者の検閲を受けなければならない。</p>
着任届	所認 属長 印																		
岩手県教育委員会 教育長	所 属																		
様	職・氏名	印																	
採用（転入、配置 換え）年月日	年 月 日																		
採用（転入、配置 換え）辞令書受領 年月日	年 月 日																		
着任年月日	年 月 日																		

その他の参考事項	
----------	--

(A4)

様式第16号 (第19条関係)

[略]

様式第17号 (第24条関係)

[略]

様式第18号 (第33条関係)

[略]

様式第15号 (第19条関係)

[略]

様式第16号 (第24条関係)

[略]

様式第17号 (第33条関係)

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。